

国民年金

あなたの年金記録をもっと一度チェックさせてください

被保険者・年金受給者の皆様へ 厚生労働省・社会保険庁

●この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

・平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居等により、お一人が複数の年金番号を持つ場合も生じていましたが、一人1番号の基礎年金番号を用いて、年金記録の確認を簡易・迅速に行えるようにしました。

・これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5000万件（平成18年6月）の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがあります。

●年金記録問題への新対応策を進めます。

・被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。ご疑問があれば、お問い合わせください。

・5000万件の記録を被保険者・年金受給者の記録と、突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方には、お知らせします。

・社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳の出勤記録、雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらった仕組みを作ります。

・5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。

●お客様からのお問い合わせには真摯に対応します

・社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせください。

・お電話でのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」又はフリーダイヤルをご利用ください。

フリーダイヤル ☎ 0120-1657830

・インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用ください。

(<http://www.sia.go.jp>)

年金相談

▼日時 7月25日(水) 午前10時～午後4時

▼会場 上三川町役場第2小会議室

※宇都宮西社会保険事務所職員が年金加入記録等相談に応じます。

「保険料免除制度」が利用しやすくなりました

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には、所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

▼受付=7月2日(月)より
▼免除承認期間=平成19年7月～20年6月分

▼必要なもの=

- ・印かん
- ・代理申請の場合は運転免許証など
- ・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

▼問い合わせ先= 保険課 国民年金係
☎ 9134

全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた人

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要になります。

※失業を理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、もしくは、一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要になりますのでご注意ください。

電話での年金相談は「ねんきんダイヤル」へ(年金請求など)
☎ 0570-05-1165
(年金を受けている人)
☎ 0570-07-1165